

青森県データ連携基盤共同利用に向けた調査検証業務委託 仕様書

1 委託業務名

青森県データ連携基盤共同利用に向けた調査検証業務

2 委託業務の目的

本県では、令和6年2月に県のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する個別計画として、「青森県DX推進プラン」を策定し、あらゆる分野におけるDXの推進と各分野を支えるデータ利活用を推進するための仕組みの整備を図っていくことを目標に掲げている。

また、令和7年2月には、県内市町村の現状調査や市町村との協議を踏まえてデータ連携基盤に関する基本的な考え方である「青森県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン」を策定し、防災、除排雪、こども・子育て分野における県民サービスについて優先的に検討することとしている。

本事業は、サービスの具体化に向けた各種調査や市町村との検討・協議の支援を行うことにより、優先分野におけるサービスの選定及び市町村との合意形成を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 委託業務の内容

受注者は、次の業務を実施すること。

(1) 市町村との検討会運営支援

防災、除排雪、こども・子育て分野について、市町村と共に具体的な取組内容と実装サービス(取組内容を実現するために実装するアプリケーションやウェブサービス等のデジタルサービスをいう。)の検討・選定を進めるため、県が設置する市町村との検討会の運営を支援すること。

ア 検討会の概要

(ア) 開催時期

上記3分野のうち、防災分野及び除排雪分野については、令和7年5月～9月頃に3～4週間に1回程度の開催を予定している。こ

ども・子育て分野については、令和7年5月頃から年度の後半にかけて開催する予定としている。

(イ) 開催回数

1 分野につき 4 回程度

(ウ) 開催方法

会場参加又はオンライン参加

(エ) 議題等

下図のとおり。ただし、議題については想定であり、変更となる可能性がある。

第1回検討会

- 1.現状報告
- 2.めざす姿及び具体的取組内容の提示
- 3.スケジュール
- 4.意見交換

第2回検討会

- 1.めざす姿及び具体的取組内容決定
- 2.サービス提示
- 3.意見交換

第3回検討会

- 1.実装サービス仮決定
- 2.市町村意向共有
- 3.意見交換

第4回検討会

- 1.実装 サービス決定
- 2.検討会結論まとめ

イ 検討会資料の作成

下記（2）実装サービス検討・選定支援や（3）実現可能性等調査の内容を踏まえ、県と市町村の検討・協議に必要な資料を作成すること。資料は下記6（1）に定められた期限までに発注者に提出すること。

ウ 検討会運営に関する助言

発注者の求めにより、検討会の運営や議題に関する専門的な助言を行うこと。

エ 検討会実施結果報告書の作成

検討会の開催実績及び業務の一連の調査検討を踏まえ、報告書を作成すること。

オ 留意点

受注者の検討会参加に係る一切の経費は、受注者が負担すること。

(2) 実装サービス検討・選定支援

県と市町村との検討で決められた、解決に取り組む課題の設定と対応策の方向性（めざす姿）と具体的な取組内容を踏まえ、必要な機能を備えた実装サービスを調査し、候補となる具体的な実装サービスを1分野

につき2件以上、選定すること。

また、当該実装サービスの導入に係る初期費用及びランニングコストを示すこと。コスト試算に当たっては一定の条件を置くなどして構わない。

ア 留意点

(ア) 検討会の進め方（想定）

具体的な取組内容及び実装サービスの検討・選定は、(1)の検討会において、県と市町村が協議して進める。想定としては、6月頃開催する第2回検討会において、実装サービスを提示（概算費用を含む）するため、検討会の前に資料を提出すること。

(イ) 実装サービス調査の視点

実装サービスの調査・選定に当たっては、デジタル地方創生サービスカタログ（デジタル庁）等を参照するなど、標準的な実装サービスとするほか、利便性や拡張性について考慮すること。例えば、データ連携基盤や他サービスとの連携可能性、実装サービスの操作性（UI/UX）、利用するデータや取得方法、セキュリティ・拡張性など、多角的に評価すること。

(ウ) 実装サービスの有用性検証

本事業の調査結果を踏まえて県が選定する実装サービスについては、別途調達する委託業務により、県民モニタに実際の実装サービスを体験してもらい評価を得るなど、実装サービスの有用性検証を実施する予定である。

(エ) データ連携基盤に係る検討の経緯

県におけるデータ連携基盤に関する検討の経緯等については、「青森県におけるデータ連携基盤共同利用ビジョン」及び附属資料を参照すること。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/AomoriDataIntegrationPlatform.html>)

(3) 実現可能性等調査

本事業の目的を実現する上で必要な事項について、文献やWebに掲載されている情報、及びヒアリング等により調査・整理すること。

調査結果は、(1)の市町村との検討会において資料として使用するため、提出時期について、発注者と協議の上決定すること。

ア サービス実装・運用面における技術的課題の把握及び解決策の提案
上記4（2）で検討する実装サービスの県・市町村への実装及び運用に当たっての技術的課題を調査・把握した上で、その解決策を示すこと。

イ データ利用の留意点に関する調査

導入する実装サービスや想定されるデータ連携基盤の機能等を踏まえ、データの取得・利用、取扱い上の注意点、法的根拠やセキュリティ等について調査すること。

ウ サービス利便性拡張可能性の検討

具体的な取組内容及び実装サービスの検討に当たっては、第一に非パーソナルデータ（オープンデータ）の利用を想定しているが、パーソナルデータ活用の可能性も見据え、各分野における将来的な拡張可能性の検討を行い、方向性を示すこと。

（例えば、防災分野における避難者情報のデータ蓄積・連携サービスの場合、避難者に関するパーソナルデータの活用が考えられる。）

エ 概算見積書の作成

県・市町村がサービス及びデータ連携基盤を共同利用する場合の初期費用及びランニングコストについて、発注者の令和8年度当初予算編成の検討に必要な概算見積書を、令和7年9月末までに作成し、提出すること。

また、上記に関わらず、発注者の求めに応じその時点での概算費用を算出すること。

算出時点で未確定の条件については、一定の前提条件を置いて試算することとして構わないが、後に費用が増大しないよう十分考慮すること。

オ オープンデータの方向性の検討

本県では「青い森オープンデータカタログサイト」(<https://opendata.pref.aomori.lg.jp/>)を運営し、県及び市町村のオープンデータを公開していることから、当該サイトとデータ連携基盤の方向性を検討・整理すること。

カ その他先行事例等の調査

本県においても導入が期待される県外の先進的な取組事例や、国等におけるデータ連携基盤に関する施策の動向等を調査すること。

(4) 市町村支援

ア 市町村セミナーの開催

県内市町村に対して、次の研修を実施すること。

なお、実施方法、日時、対象者数、回数、研修内容、資料、講師等については、発注者と協議の上決定するものとする。

(ア) 対象 県内40市町村の幹部職員及び実務担当者

(イ) 開催時期 令和7年7月頃～令和8年1月頃

(ウ) 内容

幹部職員向けと実務担当者向けをそれぞれ実施

・ 幹部職員向け

データ連携基盤の共同利用を始めとして、県内の地域DXを推進する必要性や推進に向けた課題と対策等に関する内容 等

・ 実務担当者向け

県と市町村のデータ活用推進のため、オープンデータの活用事例や積極的な整備を促す内容 等

(エ) 実施方法 集合研修又はオンライン

(オ) 回数 幹部向け、実務担当者向け各1回以上

5 実施体制

- (1) 受注者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、発注者との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに発注者に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。
- (4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。
- (5) 受注者は、業務の遂行に当たり、発注者との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的にWeb会議形式又は対面にて行うこ

と。

- (6) 業務責任者又はその代理者は、月1回程度、業務の進捗状況等について報告すること。

6 成果品

(1) 成果品及び提出時期

業務の一連の調査検討を踏まえ、成果品を作成すること。

提出時期については想定であり、発注者と協議の上決定すること。

成果品	提出時期	備考
① 業務計画書	契約後2週間以内	
② 業務実施体制図	契約後速やかに	
③ 検討会資料（実装サービス概要資料、実現可能性調査資料等）	原則、検討会の2週間前まで	
④ 検討会実施結果報告書（実装サービス選定結果、共同利用の協議結果等）	各分野の検討会終了後速やかに	
⑤ 概算見積書（イニシャルコスト及びランニングコスト）	令和7年9月末まで その他、発注者の求めに応じて随時	予算編成等に使用
⑥ 市町村研修実施結果（実施概要、研修資料、受講者アンケート等）	業務終了時まで	
⑦ 最終報告書	業務終了時まで	

(2) 納入方法

随時の提出については、発注者の指示する方法（電子メール等）によること。

最終報告書については、その他の成果品と合わせて、電子データを収録したCD-RまたはDVD-R（1枚）を提出すること。

(3) 納入場所

青森県総合政策部DX推進課

(4) 中間報告

定期的な進捗報告と併せ、適切なタイミングで中間報告を作成の上、報告すること（様式は任意）。

(5) 摘要

- ア 成果品はMicrosoft Office を用い作成すること。なお、データ形式は、Microsoft Office 2016 以降のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なものとする。
- イ 成果品の著作権は県に帰属し、契約終了後においても発注者が使用、改変、公開できるものとする。したがって、成果品内で使用される写真、図表、イラスト等についても、この条件を満たすものであること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- (2) データ連携基盤に関する留意事項
 - 本県においてデータ連携基盤を整備する場合には、下記留意事項を踏まえた構成とすることが考えられるため、本業務の実施に当たっても、将来的な整備の可能性を念頭に置いて業務を進めること。
 - ア データ連携基盤は、複数の地域や団体、分野をまたいでデータを収集・連携し、県民や企業が必要とする情報を円滑に利活用できることを前提とする。
 - イ 当該基盤は、県と県内市町村が基盤やサービスを共同利用できる仕組みとする。
 - ウ 県だけでなく、県内市町村、民間企業、住民がデータを相互利用できる環境とする。
 - エ 他の都市基盤とも連携できる機能を備えるものとする。
 - オ データ連携基盤の共同利用については、デジタル庁より公開された「データ連携基盤の共同利用ガイドブック（2024年10月10日）」を参考にすること。
 - カ データ連携基盤の構成要素は、内閣府より令和5年8月10日に公開された「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー 第2.0版」に準拠した構成とする。
 - キ データ連携基盤については、デジタル庁が推奨するモジュールを利用するものとする。
 - ク 基盤を構築したベンダー以外の企業もシステムを運用・改修することができるようベンダーロックインを排除するものとする。